

和泉市蜂の巣駆除費補助金交付要領

1. 事業概要

スズメバチ及びアシナガバチ（以下「蜂等」という）による被害を防止し市民生活の安全を図るため、自ら居住している建物のある敷地内に出来た、蜂等の営巣を駆除業者へ依頼して駆除した人に対して、予算の定める範囲内において補助金を交付します。

2. 補助金交付対象者

市内に住所を有し、市税（固定資産税、軽自動車税、市民税）の滞納がない人で、次に掲げるいずれかの要件を満たす世帯の人が対象となります。

- 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (1) 身体障がい者手帳一級・二級（呼吸器以外の内臓障がいのみを有する場合を除く）を所持する人
(2) 療育手帳Aを所持する人
(3) 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する人
(4) 要介護認定3・4・5の認定を受けた人のうち施設入所していない人
上記(1)～(4)のいずれかに該当する人のみの世帯
- 1の要件を満たす人及び2の要件を満たす人で構成される世帯

3. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、蜂等の営巣の駆除を業とする和泉市入札参加有資格業者として登録のある業者（以下「駆除業者」という）に依頼して行った蜂等の営巣の駆除に要した駆除費用が対象です。

ただし、蜂等の営巣の駆除を行うため、建築物等の一部を損壊する必要がある場合の費用及びその復旧に係る経費は除きます。

4. 申請期間等

- 募集期間 当該年度の4月1日から1月31日まで
- 募集件数 当該年度の予算の定める範囲内で先着順
- 受付時間 募集期間中の午前8時45分から午後5時15分まで
※ ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
- 受付場所 和泉市役所 生活環境課（2階8番）窓口まで提出してください。（郵送も可）

5. 補助金額

補助金の額は、蜂等の営巣の駆除費用（消費税及び地方消費税を含む）の3分の2とし、1回当たり20,000円を限度とします。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

6. 補助金の交付申請

1 補助金の交付を受けようとする人は、あらかじめ市に電話又は窓口で事前の申込みを行い、蜂等の営巣の駆除後に、和泉市蜂の巣駆除費補助金交付申請書（様式第1号）と以下の必要書類を添付のうえ、上記の「4. 募集期間等」内に生活環境課まで申請を行ってください。

- 市税の納税状況及び住民登録の内容確認に係る同意書（様式第2号）
- 「2. 補助金交付対象者」の2の要件が確認できるものの写し
- 駆除費用の明細が記載された領収書の写し
- 駆除を実施した場所の位置図又は見取図（概略図）
- 駆除前及び駆除後の写真各1枚（営巣が分かるものに限る）

2 交付申請は、蜂等の営巣の駆除を行った場合、駆除した回数分の申請を行うことができます。ただし、同日の駆除は1回とみなします。

7. 補助金の交付申請の時期

「6. 補助金の交付申請」による電話又は窓口で事前の申込みを行い、蜂等の営巣の駆除を終えたときは、実施した年度の1月末までに和泉市蜂の巣駆除費補助金交付申請書（様式第1号）と「6. 補助金の交付申請」の1にある必要書類を生活環境課まで提出してください。

8. 補助金の交付の決定等

「6. 補助金の交付申請」で定めた申請書が提出された後、市で申請内容を審査し、審査結果により下記のとおり決定します。

(1) 市から和泉市蜂の巣駆除費補助金交付決定通知書（様式第3号）が通知された場合、和泉市蜂の巣駆除費補助金交付請求書（様式第5号）に必要事項を記入のうえ、生活環境課まで提出ください。

(2) 市から和泉市蜂の巣駆除費補助金不交付決定通知書（様式第4号）が通知された場合、補助金は交付されません。

9. 補助金の請求

市から和泉市蜂の巣駆除費補助金交付決定通知書（様式第3号）に和泉市蜂の巣駆除費補助金交付請求書（様式第5号）を同封し通知いたします。

生活環境課に和泉市蜂の巣駆除費補助金交付請求書（様式第5号）を提出していただいた後、指定されました金融機関の口座に補助金が交付されます。

10. 補助金の交付決定の取消し

下記のいずれかに該当したときは、市から和泉市蜂の巣駆除費交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定の取消しが通知されます。通知を受けた場合、補助金の全部又は一部を返還することとなります。

- 1 和泉市蜂の巣駆除費補助金交付要綱に違反したとき
- 2 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき
- 3 「12. 駆除作業現場の立入検査等」の立入検査等に応じなかったとき

11. 補助金の返還命令

市から和泉市蜂の巣駆除費交付決定取消通知書（様式第6号）による補助金の交付決定の取消しがあり、すでに補助金が交付されていた場合、和泉市蜂の巣駆除費補助金返還命令書（様式第7号）により補助金の全部又は一部の返還を命令されます。命令された期日までに定められた額を和泉市まで返還してください。

12. 駆除作業現場の立入検査等

補助金の交付を適正に行うため、補助金交付申請者に対して報告を求め、補助金の交付申請について指示をし、蜂等の駆除作業現場の確認及び立入検査し、関係者に対して質問をすることがあります。

■お問合せ 和泉市役所 生活環境課
〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
0725-99-8122（直通）
0725-41-1551（代表）